

入 札 説 明 書

宮崎県が行う宮崎県青島少年自然の家創作工芸館空調機取替修繕業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の4に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和4年12月9日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務名称 宮崎県青島青少年自然の家創作工芸館空調機取替修繕業務
- (2) 業務場所 宮崎県青島青少年自然の家 宮崎市大字熊野字藤兵衛中州
- (3) 期 間 契約の日から令和5年3月15日
- (4) 業務内容 仕様書による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく令和4・5年度の入札参加資格の認定（認定業種：管工事）を受けていること。
- (3) 宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所（本店）を有していること。

4 担当部局

宮崎県福祉保健部こども政策局こども家庭課家庭・青少年健全育成担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号
郵便番号880-8501 電話番号0985-26-7041

5 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

6 仕様書に関する質問及び閲覧

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

ア 受付期間

令和4年12月9日から令和4年12月16日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

とする。

イ 受付場所 4に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとし、電送によるも

のは受け付けない。

また、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

- (2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、相手方に通知するものとする。
なお、回答書は閲覧できるものとする。

ア 閲覧場所 4に同じ

イ 閲覧期間

令和4年12月9日から令和4年12月20日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

なお、閲覧時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

7 入札

入札に参加する者は、別紙様式1による入札書を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 4に同じ

- (2) 提出期限

令和4年12月20日 午後5時

- (3) 入札書の日付

入札書提出期限以前の日（入札書作成日）を記入すること。

- (4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）により提出するものとする。

- (5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式2による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「12月21日開封《宮崎県青島青少年自然の家創作工芸館空調機取替修繕業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「12月21日開封《宮崎県青島青少年自然の家創作工芸館空調機取替修繕業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

- (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

8 開札

- (1) 開札の日時 令和4年12月21日 午前11時

- (2) 開札の場所 宮崎県庁防災庁舎7階74号室 宮崎市橘通東2丁目10番1号

- (3) 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

9 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格での入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 過去2箇年度の間に、国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

11 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 宮崎県財務規則第125条に規定する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内での価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。